

令和7年4月24日

令和7年度第1回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

## 令和7年度第1回定例松本市教育委員会付議案件

### [議案]

- 第1号 令和7年度教育委員会各課重点目標について
- 第2号 第2次松本市スポーツ推進計画の策定に伴う計画案に対する教育委員会の意見について【非公開】
- 第3号 松本市社会教育委員の委嘱について【非公開】
- 第4号 松本市教育文化センター専門委員会委員の委嘱について【非公開】
- 第5号 松本市立特別支援学校設立準備委員会の設置について
- 追加 第6号 市立特別支援学校の設置準備状況について【非公開】

### [報告]

- 第1号 松本市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について
- 第2号 松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会委員の委嘱について
- 第3号 令和7年度の学級編制等について
- 第4号 蔵書点検に伴う特別整理期間の設定について

### [その他]

教育委員会資料
7. 4. 24
教育政策課

議案第 1 号

令和7年度教育委員会各課重点目標について

1 趣旨

令和7年度における教育委員会各課重点目標について協議するものです。

2 令和7年度教育委員会各課重点目標

別冊のとおり

3 今後の予定

- (1) 重点目標を中心に各課で事務事業を実施し、令和8年3月の定例教育委員会で報告します。
- (2) 令和8年度初旬に松本市教育委員会事務点検評価委員からの外部評価を受け、第3次教育振興基本計画の進捗管理と併せて「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」を作成します。
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、令和8年市議会9月定例会に報告書を提出します。

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980



# 令和7年度 教育委員会各課重点目標

I	教育政策課	1
II	学校教育課	4
III	学校給食課	8
IV	生涯学習課・中央公民館	1 1
V	中央図書館	1 3

松本市教育委員会

# 令和7年度事務事業の概要

課名： 教育政策課

## 1 事務事業の概要

教育行政の総合的な企画・調整を行い、第3次教育振興基本計画の施策の方向性に沿った事業を部局横断的に関係各課と連携を図りながら進めます。多様な教育的ニーズに応えるべく、社会の変化に対応したこれからの教育のあり方を見定め、「子どもが主人公 学都松本のシンカ」の実現に繋がります。また、庁内関係課との連携のみならず、市民と協働しながら事業を実施し、その成果を広く発信していきます。

## 2 令和7年度における重点目標

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

<p>(1) 新たな学びの仕組みづくり (継続)</p>	<p>【第3次計画で主に関連する分野・方針】</p> <p>2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-3 特別支援教育の充実</p>
<p>ア 内容 「子どもが主人公」の学校づくりに向けたシステム改革や授業改善に挑戦しようとする学校の主体的な取組みを支援し、実践のプロセス及び成果を共有することで松本市における学校改革・授業改善の機運の向上を図ります。</p> <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 「リーディングスクールMatsumoto サポート事業</p> <p>a 「子どもが主人公」の学校づくりに挑戦する学校8校（中山小、開明小、並柳小、岡田小、旭町小、梓川小、旭町中、菅野中）をリーディングスクールとして指定し、うち4校に非常勤講師配置、8校に研究費用助成を実施します。また新たに8校（島立小、開智小、筑摩小、寿小、清水中、筑摩野中、開成中、鎌田中）をアソシエイト校とし、一定の費用助成を実施しつつ一体的に支援し、学びの改革の取組みの広がりを図ります。</p> <p>b 県が指定する学びの改革リーディング校（丸ノ内中、波田小、波田中）についても市のリーディングスクールと一体的な支援を行っていきます。</p> <p>c 全国レベルで活躍する有識者4名をLSアドバイザーとして依頼、実践校および松本市小中学校全校への支援・助言を受けられる体制を継続します。</p> <p>d LSラボ、LSフェスを開催し、各学校の取組みの成果を松本市の全ての学校で共有するとともに、学校を越えた実践者のコミュニティの形成を図ります。また、LS通信「学びの風だより」、Webページでの情報発信により、実施状況の共有を図ります。</p> <p>e 教育研修センターを中心にLSサポートチームを組織し、担当指導主事等が各校に伴走的にかわり、研究・学校づくり推進を継続支援します。</p> <p>(イ) 「山間地の新たな学びづくりプロジェクト」（県 TOCO-TON 事業参加）</p> <p>a 安曇小中、大野川小中、奈川小中の山間地校6校が連携し、児童生徒および教職員が混ざり合いながら、主体的・協働的な学びに取組む学校づくりに取り組みます。</p> <p>b 県派遣の指導主事と協働し、オンライン授業・共同授業（対面）・探究の学びづくり・児童生徒主体の行事づくり・教職員研修等の学校の取組みに参画し、伴走的な支援を継続します。</p>	
<p>(2) 教職員研修の充実（継続）</p>	<p>【第3次計画で主に関連する分野・方針】</p> <p>2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-3 特別支援教育の充実</p>

<p>ア 内容 令和4年度に策定した教職員研修計画に基づき構築した松本市独自の教職員研修を実施するとともに、令和8年度に向けて研修計画の一層の充実を図ることを通して、教職員の職能の向上を図り、「子どもが主人公の学び・学校づくり」の実現を支えます。</p>	
<p>イ 具体的な進め方等 (ア) 教育政策課内に設置した教育研修センターを中心に、令和4年度に策定した「松本市教職員研修計画」に基づき、松本市の教職員を対象とした約80講座の研修を実施します。また、県教育委員会と連携し、県が実施する研修に松本市の教職員がより多く参加できる体制を整備し、教職員の豊かな学びを支えます。 (イ) 松本市の教育課題の検討や実施研修の効果検証を行いながら教職員研修の一層の充実を目指して、講座内容、人員体制、予算規模等を検討し、令和8年度松本市教職員研修計画を策定します。</p>	
<p>(3) 人口定常化につなげる教育施策の推進（継続）</p>	<p>【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 2-5 子ども関係施設等の整備・充実 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 8-3 地域づくりの推進</p>
<p>ア 内容 豊かな自然や少人数学級など各校の特徴を活かした魅力ある教育の展開により、特色ある学びの環境を維持し、人口の定常化につなげます。</p>	
<p>イ 具体的な進め方等 (ア) 安曇小中学校と中山小学校に導入した小規模特認校制度について、利用者数が増加傾向にあるなかで、少人数の良さを維持できる持続可能な在り方を検討します。 (イ) 松本デュアルスクールについて更なる周知を図り、特に奈川小中学校・大野川小中学校への積極的な受け入れを継続します。また、滞在期間中の住まいとして、大野川小中学校教員住宅を改修、提供するほか、地元の民宿やペンションとの連携により滞在先の選択肢を増やします。さらに地域及び関係各課と連携し、滞在中に松本市の魅力ある教育環境を体験してもらうことで、将来的な移住に繋がるよう働きかけます。</p>	
<p>(4) 学びの機会の充実（継続）</p>	<p>【第3次計画で主に関連する分野・方針】 1-3 子どもの居場所づくりの推進 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-1 子どもの権利保障と環境づくりの推進 8-1 放課後の子どもの居場所づくりの推進 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 8-3 地域づくりの推進</p>
<p>ア 内容 地域の多様な人が関わり、学校や家庭以外の居場所で子どもに豊かな学びの機会を提供する学都松本寺子屋事業により、子どもたちの学習習慣の定着や、基礎学力及び自己肯定感の向上を図ります。</p>	
<p>イ 具体的な進め方等 (ア) 各種SNSを活用して周知を図り、活動の場を市内全域に広げ、令和9年度30団体の実施を目指します。令和8年度は団体数の少ない地域を重点的に新規団体の開設を進めます。（令和6年度実績11団体） (イ) 子どもたちの学びをバックアップする学習支援者（寺子屋先生・寺子屋サポーター）リストの今後の在り方について、市が直営で運営し、支援者を活用する仕組みを研究します。</p>	

(5) 部活動の地域移行（継続）	<p>【第3次計画で主に関連する分野・方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2-1 学童期の遊びと学びの充実</li> <li>2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進</li> <li>7-3 スポーツ団体・リーダー育成の推進</li> <li>8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進</li> <li>9-3 表現・学習・交流・鑑賞の場づくりの推進</li> </ul>
<p>ア 内容</p> <p>令和6年2月に策定した「地域移行推進計画」に基づき、令和7年度末までに中学校の休日の部活動を、令和8年度末までに平日の部活動を、それぞれ地域の活動へと移行します。受け皿となる団体の掘り起こしを進めるため、部局横断的な取組みを円滑に進めるとともに、引き続き事業全体の進捗管理を行っていきます。</p>	
<p>イ 具体的な進め方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 地域移行検討協議会を主催し、委員や関係者と協議を重ねるとともに、保護者等の理解も得ながら、子ども目線に立った地域移行を進めます。</li> <li>(イ) 地域クラブ団体の持続的な運営や指導者の確保を支援するため、民間事業者のノウハウを活用した「地域クラブマネジメント支援業務」を実施します。</li> <li>(ウ) スポーツ庁の実証事業を受託して財源を確保するとともに、関係部局の進捗状況や取組みの成果・課題を分析し、より効果的な施策の推進を図ります。</li> <li>(エ) 引き続き、関係課と連携し、「まつチャレ通信」発行等広報活動を行うとともに、体験会等を開催し、子どもたちの活動の機会を創出します。</li> </ul>	
(6) 教育文化センターの再整備（継続）	<ul style="list-style-type: none"> <li>2-1 学童期の遊びと学びの充実</li> <li>2-4 多様な遊びと学びの機会の保証</li> <li>2-5 子どもの県警施設等の整備・充実</li> <li>4-1 社会教育活動の充実</li> <li>4-5 社会教育関係施設等の整備・充実</li> </ul>
<p>ア 内容</p> <p>経年劣化の著しい教育文化センターの空調設備を中心とした改修工事を実施するとともに、施設を子どもと、大人、教職員が共に育つ人材育成の拠点「（仮称）学都ラボ」として見直すことを目指すものです。</p>	
<p>イ 具体的な進め方等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 令和6年度に着手した実施設計を進め、工程・工法等具体的な工事内容を検討します。</li> <li>(イ) 「（仮称）学都ラボ」の目指す、多様な方の多様な学びを実現するため、ICT関係機器(MAXHUB、3Dプリンター等)の配置や、居室内レイアウト等の検討に着手します。</li> <li>(ウ) 改修中の代替施設を決定し、移設に関わるスケジュールを協議します。</li> <li>(エ) 工事期間中の人員配置や事業の在り方、リニューアル後の運営について、運営委員会や利用者の意見を聞きながら検討します。</li> </ul>	

# 令和7年度事務事業の概要

課名：学校教育課

## 1 事務事業の概要

「子どもが主人公 学都松本のシンカ」に向けて、本年度も学校、教職員、児童生徒への支援に取り組めます。

ICTの活用推進、いじめ防止対策、不登校・ひきこもりの児童生徒に関する情報化の検討を進めるとともに、老朽化した学校施設の長寿命化や改築事業を計画的に推進し、設備の改修や校用・教材備品の購入などを通じて、学校環境の充実を図ります。

また、市立特別支援学校の設立に向けて、設置準備室を中心に設立準備委員会を立ち上げ、具体的な検討を進めていきます。

## 2 令和7年度における重点目標

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

<p>(1) いじめ防止対策、不登校、引きこもり児童生徒への支援の促進（継続）</p>	<p>【第3次計画で主に関連する分野・方針】</p> <p>1-1 子育て支援の充実 1-3 子ども居場所づくりの推進 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-1 子どもの権利保障と環境づくりの推進</p>
<p>ア 内容</p> <p>いじめや体罰のない学校づくりを目指し、人権感覚の醸成に取り組むとともに、不登校や引きこもり等の児童生徒への支援体制を強化します。</p> <p>子どもが早期にSOSを発信できる仕組みの検討や、不登校支援関係者懇談会の実施、教育支援センターおよびオンライン教育支援センターの活用、スクリーニング会議の充実など、具体的な取り組みを進めていきます。</p> <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 子どもが1人1台端末等から簡単な操作でSOSを発信でき、その入力情報を基に早期の支援対応に繋げるICTを活用した「心の健康観察」の仕組みについて、研究とパイロット校でのシステム実証を検討します。</p> <p>(イ) 学校の「学校いじめ防止基本方針」については、適宜見直しを行うとともに、初期対応を含めた組織的な対応が可能となるよう、引き続き学校への周知を依頼していきます。</p> <p>(ウ) スクリーニング会議で明らかになった分析結果を教員に周知し、児童生徒一人ひとりの関心を高める取組みを進めます。また、市内の全中学校においてスクリーニング会議を実施し、困難を抱える子どもたちへの早期支援につなげていきます。</p> <p>(エ) 各教育支援センターの取り組みや活動状況について積極的に発信し、親しみやすく気軽に利用できる体制づくりを推進します。</p> <p>(オ) 本年度予算化された市内不登校児童・生徒の保護者等にフリースクールの利用料を補助する制度について、学校及び利用者へ周知を図っていきます。</p>	
<p>(2) 特別支援教育推進事業（インクルーシブ教育推進事業）（継続）</p>	<p>【第3次計画で主に関連する分野・方針】</p> <p>1-1 子育て支援の充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-3 特別支援教育の充実</p>

ア	<p>内容</p> <p>(ア) 特別支援学校から小中学校特別支援学級へ、特別支援学級から通常学級へと、適切な学びの場の見直しを進めていきます。</p> <p>(イ) インクルーシブ教育システムの構築を推進するとともに、特別支援教育の充実を図ります。</p> <p>(ウ) 令和6年4月に開設した、部局横断事業である松本市インクルーシブセンターが児童生徒に対する適切な支援ができるよう、他職種との効果的な連携を図ります。</p> <p>(エ) 市立特別支援学校設立に向けて、設立の理念を共有し、必要性を市民、学校現場と共有しながら、県教委と連携しながら具体的な検討を進めます。</p>
---	--

イ	<p>具体的な進め方等</p> <p>(ア) 学びの実態把握のため指導主事の授業参観及び指導支援会議を実施し、効果的なサポートにつなげます。</p> <p>(イ) 市内全校の特別支援教育コーディネーターと指導主事との懇談を実施します。</p> <p>(ウ) こども発達支援課との連携を密にし、インクルーシブセンターに配置されたインクルーシブ教育推進員の効果的、効率的な動きをサポートするとともに、教育機関との連携に関しては積極的に関与します。</p> <p>(エ) 市立特別支援学校の設立に向けて、市立特別支援学校設立準備委員会を立ち上げ、設置場所、増改築等の施設面も含めた具体的な検討を進めます。</p> <p>(オ) インクルーシブ教育の推進及び特別支援教育に関わる教員の負担軽減のため、特別支援教育管理支援ソフトウェア（個別の指導計画作成と教材と研修機能）を導入します。</p>
---	--

(3) 部活動の地域クラブ活動への移行(継続)	<p>【第3次計画で主に関連する分野・方針】</p> <p>1-3 子どもの居場所づくりの推進</p> <p>2-1 学童期の遊びと学びの充実</p> <p>2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進</p> <p>7-3 スポーツ団体、リーダー育成の推進</p> <p>8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進</p> <p>9-3 表現・学習・交流・鑑賞の場づくりの推進</p>
-------------------------	--

ア	<p>内容</p> <p>関係部局と連携し、令和7年度の休日、令和8年度の平日における部活動の地域クラブ活動への移行に向けて、課題の整理と具体的な支援の検討を進め、学校との調整を行います。</p> <p>また、関係課と連携し、地域クラブ指導者を対象とした研修会を引き続き開催し、中学生期における指導の在り方を学ぶ機会を提供します。</p>
---	---

イ	<p>具体的な進め方等</p> <p>(ア) 地域クラブ活動への移行について積極的な支援を実施します</p> <p>(イ) 地域移行が困難な学校に対して部活動指導員の導入の在り方を研究します。導入校との比較により、働き方改革の効果検証を行い、今後の方針に反映します。</p> <p>(ウ) 学校施設の「学校開放」(地域利用)に伴う教職員の負担を軽減するため、施設のキーボックスのデジタル化を推進し、鍵の受け渡し・立ち会いなどの業務を削減し、教職員の時間的余裕を創出するとともに、地域クラブが利用しやすい環境の整備に取り組みます。</p>
---	--

(4) 学校教育情報化推進事業（継続）	<p>【第3次計画で主に関連する分野・方針】</p> <p>2-1 学童期の遊びと学びの充実  2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進  2-4 多様な遊びと学びの機会の保障  8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進</p>
<p>ア 内容</p> <p>児童生徒の一人一台端末や学習用クラウドサービス等の基盤整備や学校内外における学びのICT活用を進めるとともに、人的支援（ICT支援員の配置等）や教職員の校務の情報化など、国の掲げる「GIGAスクール構想」に基づく教育の情報化やICT活用能力の向上に取り組みます。</p>	
<p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 学習用途で用いている児童生徒と職員の一人一台端末（約18,900台）の維持管理と修繕対応等を進め、切れ目のないICT利用環境を目指します。</p> <p>(イ) 上記(ア)の5年経過による老朽化等を踏まえ、5年間のリース終了（令和8年2月末）に合わせ、国補助金を活用した県市町村の共同調達による端末機器更新を進めます（次期配備台数：約24,000台 ※児童生徒用の予備機：約2,500台を含む）。</p> <p>(ウ) 人的支援（ICT支援員の配置※）を継続し、ICTを活用する授業づくりや活用支援とヘルプデスク対応、このほか教職員のICT関連研修に取り組みます。  ※ICT支援員数：4校に1名、計12名、令和9年7月まで継続配置</p> <p>(エ) 一人一台端末の「毎日の利用」は進んでおりますが、国の統計調査等の全国レベルと比較すると利用程度は低い状況です。また職員のICT活用に引き続き温度差があることも踏まえ、ICT支援員に加え教育委員会指導主事等の支援による授業改善や校務の効率化等、学校の状況を把握しながら定着化を図ります。</p> <p>(オ) 学習や校務の情報化と活用を継続的に進めるとともに、更なるICT化を進め教職員の負担軽減を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合型校務支援システムとスマートフォンアプリを活用した「お便り配信・欠席連絡」の継続運用</li> <li>・デジタル採点ソフトウェアの導入</li> <li>・先進的なICTの取組みを行う学校の多面的な電子黒板等の追加配置による学びや校務の改善に係る研究と実践</li> </ul>	
(5) 小中学校施設整備事業（継続）	<p>【第3次計画で主に関連する分野・方針】</p> <p>1-1 子育て支援の充実  1-2 乳幼児期の遊びと学びの充実  1-3 子どもの居場所づくりの推進  2-5 子ども関係施設等の整備・充実  8-1 放課後の子どもの居場所づくりの推進</p>
<p>ア 内容</p> <p>(ア) 教育環境の改善を図る長寿命化改良事業、改築事業、学校トイレ整備事業、学校照明整備事業など計画的に進めます。</p> <p>(イ) 児童生徒数の減少を見据えた学校施設の適正配置について、統廃合や周辺公共施設との多機能化・集約化を中長期的な方向性を定めるために、部局横断の庁内検討委員会の設置及び検討を進めます。</p>	

イ 具体的な進め方等

(ア) 施設整備

- a 長寿命化改良事業では、菅野小・梓川小で第3期の工事完了、波田小で第1期工事完了、第2期工事の着手、第3期工事の実施設計、高綱中で第1期工事完了、第2期工事の着手、第3期工事の実施設計を行います。
- b 改築事業では、丸ノ内中学校の基本計画・基本設計において、昨年と同様に生徒・保護者・地域住民・教職員を対象にワークショップを開催し、課題解決や合意形成を図ります。また、基本計画の策定にあたり、議会に協議しながら進め、計画案を議会に諮ります。
- c 学校トイレ整備事業では、開成中学校でトイレの洋式化・乾式化・増設、共用多目的トイレの設置を行います。また、小学校6校、中学校1校で共用多目的トイレの設置を行います。
- d 学校照明整備事業では、大野川小中学校で実施設計、中学校9校で校舎の照明のLED化を行います。
- e 学校屋外運動場整備事業では、梓川中学校のグラウンドを安全に使用できるよう、グラウンド整備の実施設計、工事を行います。

- (イ) 部局横断の庁内検討委員会を設置し、各部局所管施設の詳細な現状把握と分析（学区別、地区別将来推計、開発動向、ハザード情報、施設間距離、劣化状況、施設運営・更新コスト）を行い、地域の実情に応じて、方向性を検討（統配合、施設一体型小中一貫校、学園構想、他施設との集約による多機能化等）して、優先度の高い学校、地区の選定を行います。

(6) 学校における働き方改革（継続）

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進

ア 内容

部活動の地域クラブ活動への移行、ICTの活用や支援員の配置など、保護者や地域の理解と協力を得ながら教職員の働き方改革を進めます。

イ 具体的な進め方等

- (ア) 令和6年度までに実施した市内各校の働き方改革の好事例を紹介するなど、校長会、教頭会と連携しながら、教職員の働き方について具体的な方策について研究を進め、市内小中学校へ周知します。
- (イ) 山間小規模校を中心に県費でつかない教員業務支援員を市費で配置し、教職員の業務軽減を図ります。
- (ウ) 令和5年2月に策定した「松本市教職員研修計画」に基づき、研修の方法・頻度・時間帯を工夫した教職員が参加しやすい効果的な研修を実施します。
- (エ) 引き続き、部活動指導員を配置するとともに、部活動の地域クラブ活動への移行や学校施設開放に伴うデジタルキー化等を推進し、教職員の余裕を創出します。
- (オ) 校務の情報化と活用を更に進めるとともに、人的支援（ICT支援員）を継続し、活用の支援とヘルプデスク対応等に取り組みます。
- (カ) ICTの活用（再掲）
  - (2) 特別支援教育推進事業関連 )
    - ・特別支援教育管理支援ソフトウェアの導入
  - (4) 学校教育情報化推進事業関連 )
    - ・統合型校務支援システムとスマートフォンアプリを活用した「お便り配信・欠席連絡」の継続運用
    - ・デジタル採点ソフトウェアの導入や先進的なICTの取組みを行う学校の多面的な電子黒板等の追加配置による学びや校務の改善に係る研究と実践

# 令和7年度事務事業の概要

## 課名：学校給食課

### 1 事務事業の概要

学校給食法に基づき、地産地消や季節を大切に食材の使用を進め、より安全で安心な給食の提供を目指すとともに、健康な体をつくるために大切な「食」について考える機会を設ける等、正しい食習慣が身につくように給食を通じた食育に取り組みます。また、老朽化した施設・設備の改修が早期に行えるよう、再整備に向けた取組みを進めます。

### 2 令和7年度における重点目標

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

(1) 学校給食センターの再整備事業（継続）	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進
<p>ア 内容 波田（S46年開設）及び梓川（S63年同）学校給食センターをはじめとした施設の老朽化に対応するため、R4年度に策定した学校給食センター全体の「松本市学校給食センター再整備基本方針」及び「松本市学校給食センター再整備基本計画」に基づき、5つの給食センターのうち四賀を除く4つのセンターを3つのセンターに再編していきます。</p>	
<p>イ 具体的な進め方等 調理能力6,000食規模の高機能中規模給食センターを新たに2か所建設し、東部センターは改修をして延命化。老朽化が著しい波田・梓川及び西部の3か所の給食センターは廃止します。 (ア) 梓川に建設を予定している1つ目の新センターの実施設計を進めるとともに、建設予定地のインフラ整備（上水道工事、造成工事等）に着手します。 (イ) 1つ目の新センター建設に向けた取組みと並行して、2つ目の新センターの建設事業について地元説明会などを行い、計画に沿って進めます。</p>	
(2) 食育の推進（継続）	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進
<p>ア 内容 「食に関する指導の全体計画」（令和7年度（毎年度）改定）に沿って、食育に取り組みます。健やかな心と体を育む取組みとして、学校給食を通じて楽しく食べる経験や松本の郷土食、地域食材等の学びを進めていきます。</p>	
<p>イ 具体的な進め方等 (ア) 栄養教諭による小学4年生への朝食についての授業を全校で実施するとともに、家庭でのバランスの取れた朝食摂取が進められるよう、授業後の保護者への働きかけも実施します。 (イ) 給食時に栄養教諭・学校栄養職員の訪問や調理員等も含めた訪問を行い、コミュニケーションを大切にされた対面での食育指導に取り組みます。 (ウ) 「主食・主菜・副菜・汁物」を基本としたバランスのよい献立の提供や、「松本の日」※1や「環境にやさしい給食の日」※2を実施し、献立を充実させます。あわせて、動画の作成を行い地域食材や郷土食について食育を行います。 (エ) 第4期松本市食育推進計画に沿った取組みとして、「具だくさんみそ汁」を月1回提供していきます。 (オ) 保護者の給食への理解や食の大切さを学ぶ機会として、毎月の食育だよりの発行や親子見学会、給食試食会等を実施します。</p> <p>※1「松本の日」：旬のものが市場に多く出回る6月から2月に月1回松本地域の地場産物や郷土食を取り入れ、児童生徒に紹介するための献立を提供する日 ※2「環境にやさしい給食の日」：全センターで無農薬米を主食とし、有機農法に準じて作付けした農産物や無農薬・低農薬の地元農作物を取り入れた献立を提供する日（7月、11月に実施予定）</p>	

(3) 地産地消の推進（継続）	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進
<p>ア 内容 地産地消に取り組み、安全安心な食材を使用します。 地産地消の取組みにより、梱包資材や流通コストやCO<sub>2</sub>の削減など環境へ配慮した取組みを推進します。</p> <p>イ 具体的な進め方等 具体目標として、主要野菜15品目の長野県産食材使用割合を、令和6年度までに目標とした重量ベースで30%<sup>※1</sup>を達成したことから、令和7年度は45%を維持します。 (令和4年度29.5%、令和5年度28.4%、令和6年度45.4%)</p> <p>(ア) 地産地消率向上のため、食材納入業者に地場産物の納入を促します。また、「松本の日」を継続して実施します。</p> <p>(イ) 令和6年度から松本市(奈川地区)の伝統野菜である保平蕪を給食食材用に作付けを依頼し、11月に提供しましたので、継続して実施します。</p> <p>(ウ) 農政課が設置する生産者や関係団体で構成する農業にかかる課題解決プラットフォームに学校給食課も加わり、地元生産者からの食材納入拡充のための連携を進めます。</p> <p>(エ) 児童生徒が総合学習で生産した米等の農産物を給食食材として受け入れ、使用します。</p> <p>(オ) これまで開発した松本地域産食材を使用した加工品(コロッケ等)を献立に積極的に取り入れます。</p> <p>(カ) 無農薬、低農薬で作付けした農産物の使用を拡大し、環境にも配慮した安心安全な給食の提供を目指し、「環境にやさしい給食の日」を実施します。</p> <p>※1 目標値は、「松本市総合計画(第11次基本計画)」の成果指標による。</p>	
(4) 食物アレルギー対応食提供事業（継続）	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進
<p>ア 内容 「食物アレルギー対応マニュアル」及び「アレルギー対応食提供事業実施要綱」に沿ってアレルギー対応食を提供します。また、対応食解除につながる取組みとして、児童生徒及びその保護者に対して正しい知識の普及を進めていきます。</p> <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) より安全な対応食提供に向けて、対応食提供全児童生徒の学校訪問の学級訪問を年度早期に実施し、学校での誤食防止対策が徹底されるよう取り組みます。</p> <p>(イ) 3年に1度行っているアレルギー講演会を学校職員に向けた危機管理の研修として実施します。</p> <p>(ウ) 保護者との懇談会を引き続き実施し、食物アレルギーの正しい管理方法について情報発信を行います。</p> <p>(エ) 給食施設での事故再発防止のため、マニュアルに沿って令和6年度末に作成した各センターの献立作成から提供までの手順のとおり行っていきます。また、献立作成システムの研究を進めていきます。</p>	

(5) 学校給食費滞納整理（継続）	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進
<p>ア 内容 令和2年度からの学校給食費の公会計化により市が収納業務を担うことから、学校給食費の滞納整理を強化します。</p>	
<p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 電話催告を強化し、15件/日（令和6年度は3件/日）、一斉催告を年3回（令和6年度は年3回）、臨戸による特別催告を年2回（年末・年度末）実施します。</p> <p>(イ) 保護者の利便性の向上や新規滞納者を増やさない取組みとして、コンビニ納付、電子決済（スマホアプリ、クレジットカード、インターネットバンキング）に対応した支払い方法を引き続き活用し、収納を行っていきます。</p> <p>(ウ) 就学援助費からの直接収納や、過去の滞納分を含め児童手当からの直接収納（要承諾書）を行います。</p> <p>(エ) 上記の取組みにより、過年度滞納繰越の収納率18%以上を目標とします。</p> <p>滞納世帯数 415世帯（見込） 滞納繰越額 23,000千円（見込額）（R2～R6）</p>	

# 令和7年度事務事業の概要

## 生涯学習課・中央公民館

### 1 事務事業の概要

地域住民・民間組織・行政等の「多様な主体」が、お互いを尊重しながら学び合い、「自分たちの地域は自分たちで創る」という自治意識を育てていくため、地域課題を解決するための場づくりや幅広い世代・立場の住民の主体的な地域参画、住民ニーズを反映した事業の推進などに取り組みます。

### 2 令和7年度における重点目標

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

(1) コミュニティ・スクール事業の質の向上（継続）	2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
ア 内容 (ア) 地域住民・保護者・学校等が、子どもや地域に対する思い等を共有し、地域が一丸となって子どもを成長させていく「コミュニティ・スクール事業」を推進します。 (イ) 学校の負担軽減、関係者の連携強化、事業内容の充実をさらに進めるため、国型制度のコミュニティ・スクール導入校の取組みを横展開します。	
イ 具体的な進め方等 (ア) 全地区におけるコミュニティ・スクール事業の充実を図るため、松本版コミュニティ・スクール事業をコーディネートする地区公民館と中央公民館の連携・調整を強化します。 (イ) 国型制度の取組みを横展開するために、令和5年度からモデル校として取り組んでいる大野川小・中学校に加え、四賀小学校・会田中学校(1地区で1校を支えるモデル/小中学校連携)と筑摩小学校(複数地区で1校を支えるモデル)で新たな取組みを進め、中央公民館が中心となり、成果や課題を検証します。	
(2) 子ども・若者に身近な公民館の推進（継続）	2-2 青年期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-1 子どもの権利保障と環境づくりの推進 8-1 放課後の子どもの居場所づくりの推進 8-3 地域づくりの推進
ア 内容 (ア) 子ども・若者が、公民館をより身近に感じ、公民館や地域との顔の見える関係を構築していくため、放課後や休日に自由に集える居場所づくりを進めます。 (イ) 子ども・若者が、多様な人々との交流を通じて主体的に学んでいくため、ニーズを反映したイベントや学習の場を、子ども・若者との協働により企画します。	
イ 具体的な進め方等 (ア) 4か所の公民館(中央・松南地区・梓川・四賀)で通年利用できる学習スペースを開設するとともに、学校の長期休業に合わせて児童・生徒の居場所として公民館を開放します。 (イ) 7か所の公民館(第三・城東・白板・庄内・島内・芳川・寿)で、学習に限定しないフリースペースを通年開設し、利用者の定着化や公民館職員等の大人との「緩やかな人間関係」を構築します。 (ウ) 子どもや若者の「学び・交流の場づくり」へつなげるために、5月にMウイングで開催する「松本手まり時計まつり」等の場を活用して、若者の音楽やダンスといった主体的な活動を支援します。また、学校部活動の地域移行に伴い、中学生からニーズのある「料理・手芸・書道」など文化活動の実践の場として、公民館サークルでの受入れの可能性について調整します。	

(3) 公民館活動への多様な住民参加（新規）	2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 4-1 社会教育活動の充実 8-3 地域づくりの推進
<p>ア 内容</p> <p>(ア) 様々な考えを持った多様な人や団体が、学びや地域づくりの場として公民館を活用するために、義務感や負担感ではなく、やりがいや楽しみを感じながら事業を進めるよう、公民館活動の内容や手法を見直します。</p> <p>(イ) 多様な学びを支え、誰もがデジタル社会で活躍できる社会へつなげるために、インターネットを活用した情報発信やICTの活用支援を進めます。</p> <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 前例踏襲的な地区のイベント(運動会・文化祭・コンサート等)と住民ニーズとに乖離が生じていることから、若者・女性・子育て世代・移住者等の幅広い住民参加を図るため、住民と地区公民館等が、本来の目的を踏まえながら事業の見直しを進めます。</p> <p>(イ) 「松本市公民館公式チャンネル(YouTube)」を活用した公民館事業等の動画配信や、DX推進本部と連携したデジタルデバイドの解消へ向けた学習講座を実施し、地域での人材の発掘・育成を行います。</p>	
(4) 池上百竹亭の在り方検討（新規）	4-5 社会教育関係施設等の整備・充実
<p>ア 内容</p> <p>日本の伝統を伝える和室や茶室を有し、松本城近傍の立地条件から観光施設としての需要も見込まれる池上百竹亭について、観光施設等の生涯学習施設以外の用途での活用を検討します。</p> <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 生涯学習施設以外の幅広い活用に向けた検討を進めるに当たり、暫定的に直営による施設管理を行います。</p> <p>(イ) 国内外からの観光客など、より幅広い人々に池上氏の功績や和文化を感じてもらうため、茶道体験や書道体験といった主に日本の伝統文化に係る企画を試行し、生涯学習施設にこだわらない活用方法を検討します。</p> <p>(ウ) 将来的な施設の在り方について、施設利用団体や関係課と協議しながら方向性を打ち出していきます。</p>	
(5) あがた森文化会館運営体制の見直し(新規)	4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 9-2 文化遺産の保存と活用
<p>ア 内容</p> <p>あがたの森文化会館として活用している重要文化財旧松本高等学校本館及び講堂を適切に管理していくための体制を見直します。</p> <p>併せて、生涯学習施設としてのあがたの森文化会館の管理運営業務に指定管理者制度を導入することを検討します。</p> <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 重要文化財を適正に保存活用できる体制を構築するため、市長が所管する文化財課の所掌事務のうち、教育委員会が補助執行する。「重要文化財旧松本高等学校の保存、活用、整備の一部」の範囲を整理し、例えば文化財の現地管理以外の業務を文化財課に移管するなど関係課の役割分担について見直します。</p> <p>(イ) 生涯学習施設としての、あがたの森文化会館の貸館及び施設管理業務に指定管理者制度を導入することについて課題等を整理していきます。</p>	

# 令和7年度事務事業の概要

課名：中央図書館

## 1 事務事業の概要

図書館は、市民にとって単に本を借りるという場所だけでなく、もっと知りたい、もっと深めたいという興味・関心や好奇心を支え、多種多様な情報や学習機会を提供する生涯学習の拠点施設です。

社会の変化や市民ニーズを踏まえ、地域が抱える様々な課題の解決や暮らしに役立つ資料・情報の収集に努めるとともに、新しいつながりや交流の拠点となるべく、図書館自らが積極的に情報発信、提供を行い、市民の生涯を通じた学びを支える地域の情報拠点として、松本市図書館の基本理念「出会う つながる ガク都の広場」の実現を目指します。

## 2 令和7年度における重点目標

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

(1) 松本市図書館未来プランに基づく事業の推進（継続）	<p>【第3次計画で主に関連する分野・方針】</p> <p>4-2 リカレント教育の充実</p> <p>4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実</p> <p>4-5 社会教育関係施設等の整備・充実</p>
<p>ア 内容</p> <p>令和4年10月に策定した「松本市図書館未来プラン」に位置付けられた「施策の柱」及び「具体的な取組み」に沿って事業を推進し、基本理念「出会う つながる ガク都の広場」を具現化するための取組みを推進します。</p> <p>イ 具体的な進め方等</p> <p>(ア) 昨年度に引き続き、人と情報、情報と情報、人と人をつなぐ企画として「中央図書館トークライブ ライブラリレーまつもと」を月1回程度継続するとともに引き続き市民の暮らしに根差した情報を提供する「暮らしに役立つ図書館講座」を開催します。</p> <p>(イ) 未来プランに定めた具体的な取組みに基づき、博物館・美術館・文書館とのMLA連携※1を引き続き進めます。また、松本まるごと学都構想の視点から、公民館・博物館・図書館及び文化財課・文化施設と連携を図ります。</p> <p>(ウ) ビジネス支援サービスを広く周知するため、仕事や企業・創業・経営などに必要な資料を集めたビジネス支援関連コーナーの積極的な広報に努めます。また、仕事に役立つ様々なビジネス関連資料を積極的に収集し、提供していきます。継続的に職員を派遣しているビジネス・ライブラリアン研修に今年度も職員を派遣します。</p> <p>(エ) 松本城三の丸エリアビジョンに基づき、三の丸エリア庁内プロジェクトチームと連携し、中央図書館が含まれる旧開智学校界隈の将来像を共有した取組みを進めていきます。</p> <p>(オ) 若者世代への広報を強化するため、動画配信などのSNSを活用した情報発信を進めます。</p> <p>(カ) 令和6年度に設置した村井駅、四賀公民館図書室のサービスポイント※2について、利用状況等を検証し、図書館の無い地区への資料の提供方法について検討します。</p> <p>(キ) 毎月第4金曜日の全館休館日を利用し、月1回程度職員研修を実施します。また、図書館に関する講演会・研修会に職員を積極的に派遣し、職員の資質・能力の向上を図ります。</p> <p>(ク) 令和6年度から登用した外部アドバイザーの助言を受け編成した、図書館サービス向上検討班での活動を継続し、図書館サービス向上を図ります。</p> <p>(ケ) まちづくりの中核となる市民の交流の場としての機能を強化するため、様々な機能を融合させ、市民の居場所となるような、まちなかへの図書館設置への機運を醸成するため、市民ワークショップ等の開催を検討します。</p> <p>※1 博物館 (Museum)、図書館 (Library)、文書館 (Archives) の間で行われる種々の連携や協力活動</p> <p>※2 サービスポイント：蔵書管理はなく、主に図書館の予約資料の受渡しと本の返却に特化した場所</p>	

(2) 中央図書館の大規模改修（継続）	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実
<p>ア 内容 中央図書館は平成3年の開館から33年が経過し、施設の老朽化や電気・機械設備等の不具合が課題となっています。多くの市民が利用する図書館の快適な環境整備のため、施設の維持管理に必要な機能回復を目的とした大規模改修を進めます。</p>	
<p>イ 具体的な進め方等 (ア) 令和4年度実施の劣化度調査及び令和5年度実施のアスベスト調査を踏まえ、基本設計を行います。 (イ) 実施設計に向けた計画・準備を進めます。 (ウ) 改修工事期間中における図書館サービスの継続方法を引き続き検討します。</p>	
(3) 電子図書館の導入とICTの利活用（継続）	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 4-1 社会教育活動の充実 4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実
<p>ア 内容 ICTを活用し、時間や空間の制約を受けず、誰でも気軽に情報にアクセスできる図書館サービスの充実を図ります。また、市民の情報拠点として迅速かつ正確で多種多様な情報を提供できる環境の整備に努めます。</p>	
<p>イ 具体的な進め方等 (ア) 貸出・返却作業などの効率化による利用者の利便性向上と、非対面によるプライバシー保護を図るため、図書館資料へICタグを貼付しセルフ貸出機等を導入します。 (イ) 様々な状況により図書館への来館が困難な人や、視覚的に障害があり読書が困難な人も読むことができる「電子書籍」を用いた電子図書館サービスとして、令和4年8月から参加した長野県と県内市町村による協働電子図書館事業（デジとしよ信州）を引き続き提供します。また、利用促進に向けた広報活動や使い方講座を実施するとともに、近隣小中学校をモデル校とし児童生徒の登録を進め、全小中学校への周知も行い、今後の学校連携について検討します。 (ウ) 新たな情報提供の形として導入を進めた、オンラインデータベースの効果検証を進め、利用促進に向けた広報や使い方講座を実施します。 (エ) LINEに図書館独自のアカウントを構築し連携することで、LINE上での貸出カードの表示や各種通知を行い、利用者の利便性向上と広報の強化を図ります。</p>	
(4) 子どもの読書活動の推進（継続）	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 1-2 乳幼児期の遊びと学びの充実 2-1 学童期の遊びと学びの充実 4-1 社会教育活動の充実 4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実
<p>ア 内容 子どもが読書に親しめる環境づくり、子どもの読書活動の普及・啓発及び子どもと本をつなぐ人材の育成、家庭・地域・団体・学校・施設等の連携体制づくりを推進しています。</p>	

## イ 具体的な進め方等

- (ア) 松本市教育振興基本計画に基づき、子どもが読書の楽しさや興味関心を高める取組みとして、保健センターと連携し、乳幼児健診時に読み聞かせしながら親子に本を届けるブックスタート、セカンドブック事業、小学校と連携し、小学校1年生の各学級に学級文庫として本を設置するサードブック事業<sup>※1</sup>を行うとともに、こどもプラザや児童館・児童センターでの出張おはなし会、学校司書との合同研修会など、関係機関と顔の見える体制づくりを行います。
- (イ) 学都松本子ども読書活動推進委員会と連携し、豊かな心を育む自由で自発的な読書や生きる糧になる素敵なお本と出会うためのきっかけ作りとなるブックリストの作成等を進めます。令和7年度は子ども向けおすすめ本リストの見直しを行います。
- (ウ) 子ども読書活動スキルアップ講座を引き続き開催するとともに、読み聞かせボランティアを対象とした学びを深める実践講座を開催し、読書活動に意欲的にかかわる人材（読み聞かせボランティア、読書推進サポーター）を養成し、図書館、地域等での活躍の機会を増やしていきます。
- (エ) 第2次子ども読書推進活動計画の検証結果を基に、新たに取り組むこととした、家庭読書の日「うちどく」、図書館デビューの応援、お楽しみ絵本便<sup>※2</sup>について検討を進めます。

※1 家庭における本に親しむ習慣を発達段階に応じて切れ目なく働きかけるため、ブックスタート（10か月健診時）、セカンドブック（3歳児健診時）、サードブック（小学校1年生の各学級に学級文庫を設置）事業として児童書をプレゼントするもの。

※2 家庭でみんなと一緒に本を楽しむ日「うちどく」、小さい子ども連れでも親子で安心して楽しく図書館を利用できるお手伝いをする「図書館デビューの応援」、季節やイベントに合わせた絵本セットを作成し、保育園・幼稚園などへ届けたり読み聞かせを行う「お楽しみ絵本便」

松本市立特別支援学校設立準備委員会の設置について

1 趣旨

障がいの有無にかかわらず子どもたちが共に学ぶことを追求すると同時に、様々な子どもたちの教育的ニーズを包摂する連続性ある多様な学びの場を実現するため、市立特別支援学校（以下「支援学校」という。）の設立に向けて、松本市立特別支援学校設立準備委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて協議するものです。

2 委員会の概要

(1) 所掌事項

- ア 支援学校の設立に関すること。
- イ 支援学校の機能に関すること。
- ウ 支援学校と市立小、中学校との連携に関すること。
- エ 支援学校及び市立小、中学校の役割を踏まえた在り方に関すること。
- オ 教育委員会が必要と認めること。

(2) 委員の人数

20人以内

(3) 構成

教育関係者、医療・福祉関係者、有識者、保護者又は教育委員会が必要と認める者

(4) 任期

委嘱の日から支援学校が設立される日までの間

3 委員会の設置要綱（案）

別紙のとおり

4 施行期日

教育委員会の議決の日

5 今後の予定

委員の委嘱については、別途報告します。

担当  
特別支援学校設置準備室  
室長 内山 真由美  
電話 33-4397



## ○松本市立特別支援学校設立準備委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障がいの有無にかかわらず子どもたちが共に学ぶことを追求するとともに、様々な子どもたちの教育的ニーズを包摂する連続性ある多様な学びの場を実現するため、市立特別支援学校（以下「支援学校」という。）の設立に向け、松本市立特別支援学校設立準備委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援学校の設立に関すること。
- (2) 支援学校の機能に関すること。
- (3) 支援学校と市立小、中学校との連携に関すること。
- (4) 支援学校及び市立小、中学校の役割を踏まえた在り方に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 医療関係者又は福祉関係者
- (3) 有識者
- (4) 市内の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在籍する児童又は生徒の保護者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から支援学校が設立される日までの間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 報告第 1 号

## 松本市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について

## 1 趣旨

松本市教育委員会事務点検評価委員の辞職に伴い、補欠委員の委嘱を行うことについて報告するものです。

## 2 退任委員

保坂 美代子 前豊科高等学校長

## 3 委嘱予定者

三輪 千子 前松本市立波田小学校長

## 4 任期

松本市教育委員会事務点検評価委員会設置要綱第4条に基づき、補欠委員については、委嘱の日から残任期間の令和8年3月31日までとします。

※ 直近の松本市教育委員会事務点検評価委員会議（開催日未定）にて委嘱予定

## 5 根拠法令等（抜粋）

## (1) 松本市教育委員会事務点検評価委員会設置要綱

第3条 点検評価委員会は、委員3人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

担当 教育政策課

課長 小西 えみ

電話 33-3980



## 報告第 2 号

## 松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会委員の委嘱について

## 1 趣旨

松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会委員のうち、中学校長会、PTA連合会及び公民館長会に委嘱をしていた委員の異動に伴い、後任委員の委嘱を行うことについて報告するものです。

## 2 委嘱者

委員名簿のとおり

## 3 任期

委嘱の日から地域クラブ活動への移行が完了するまでの間とする。

4 松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会設置要綱（抜粋）  
（組織）

第3条 検討協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育関係者

(2) スポーツ・文化活動関係者

(3) 有識者

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 検討協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、検討協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## 5 今後の予定

令和7年6月に、令和7年度第1回協議会を開催します。



担当 教育政策課  
課長 小西 えみ  
電話 33-3980

松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会 委員名簿

1 委員

(1) 人数 10人以内

(2) 構成

大区分	小区分	氏名	所属等
有識者	大学教授等 (1名)	新井 喜代加	松本大学大学院健康科学研究科 准教授
学校関係者	校長会 (2人)	中川 満英	梓川中学校長
		丸山 剛生	信明中学校長
	PTA連合会 (2人)	大久保 秀樹	会長等役職に関わらず部活動の地域クラブ活動への移行に積極的に参加いただける役員から男女2名を選出
		池田 紫乃	
スポーツ・文化関係者	スポーツ関係 (2人)	横内 俊哉	市スポーツ協会事務局長
		柄沢 深	スポーツクラブ関係者等:NP0 法人松本山雅スポーツクラブ理事長
	文化関係 (1人)	青山 織人	芸術文化関係団体の長:芸術文化振興財団理事長
教育委員会が必要と認める者	地域団体等 (1人)	小嶋 和好	松本市公民館長会:鎌田地区公民館長

2 事務局

部局名	課名または役職名
教育委員会	教育長、教育次長、教育監、教育政策課、学校教育課、生涯学習課
文化観光部	文化観光部長、文化振興課
スポーツ部	スポーツ部長、スポーツ事業推進課、スポーツ施設整備課
住民自治局	住民自治局長、地域づくりセンター長

松本市教育委員会告示第7号

松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会設置要綱を次のように定める。

令和5年3月23日

松本市教育委員会

松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保に向け、学校部活動から地域クラブ活動への移行を検討するため、松本市学校部活動の地域クラブ活動への移行検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に関すること。
- (2) 移行に係る市の基本方針に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) スポーツ・文化活動関係者
- (3) 有識者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 検討協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、検討協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から地域クラブ活動への移行が完了するまでの間とする。

(会議)

第5条 検討協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 検討協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明

又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討協議会の庶務は、教育委員会教育政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

令和7年度の学級編制等について

1 趣旨

市立小中学校における令和7年度の学級編制の内容等について報告するものです。

2 学級編制について

市立小中学校の設置状況は、以下のとおりです。

小学校：28校（うち、分校1校（あさひ）、分室1室（松原））

中学校：19校（うち、分校3校（桐、あさひ、松原））

(1) 児童生徒数および学級数（詳細は別紙1参照）

区分		令和7年度	令和6年度	増 減
小学校	児童数	10,934	11,174	△240
	学級数	512	519	△7
中学校	生徒数	5,546	5,645	△99
	学級数	247	251	△4

(2) 国基準と県基準に基づく学級数の比較

ア 国基準

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第3条第2項により、学級編制の標準は次のとおりとされています。

小学校：1学級あたり35人以内

中学校：1学級あたり40人以内

都道府県はこれを上回る（少人数学級の）独自基準を設けることができます。

イ 県基準

県では、以下のように国の標準を上回る独自の学級編制基準を定めています。

平成18年度から：小学校全学年で1学級35人

平成25年度から：中学校全学年で1学級35人

ウ 比較

令和7年度において、国基準で学級編制を行った場合と比べると、中学校では13学級分多くなっています（※小学校については、国・県ともに35人学級のため差異なし）。

・学級数の国基準・県基準の比較（詳細は別紙2参照）

担当  
 学校教育課 課長 内山 真由美  
 学校支援室 室長 山名 博夫  
 電話 33-4397

別紙 1

令和7年度 学級編制

・複式学級

	学校名	6.4.4現在		7.4.4現在		増減		1年		2年		3年		4年		5年		6年		通常学級計		知的障害		情緒障害		病虚弱		難聴他		特別支援計	
		学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数
小 学 校	総計	519	11,174	512	10,934	△7	△240	59	1,593	60	1,519	64	1,713	61	1,700	65	1,748	65	1,768	374	10,041	48	276	87	613	1	1	2	3	138	893
	1 開智	24	571	23	539	△1	△32	2	70	3	77	3	82	3	96	3	87	3	88	17	500	2	12	4	27	0	0	0	0	6	39
	2 源池	14	235	12	223	△2	△12	1	32	2	42	1	24	1	35	1	30	2	41	8	204	1	3	2	14	0	0	1	2	4	19
	3 筑摩	15	355	16	370	1	15	2	55	2	56	2	54	2	59	2	60	2	60	12	344	1	7	3	19	0	0	0	0	4	26
	4 旭町	18	339	19	337	1	△2	2	51	2	54	2	44	2	46	2	51	2	50	12	296	2	10	4	30	1	1	0	0	7	41
	5 田川	16	265	16	265	0	0	2	42	2	41	2	40	2	43	2	38	2	41	12	245	1	2	3	18	0	0	0	0	4	20
	6 鎌田	33	824	33	821	0	△3	4	131	4	110	4	118	5	142	4	123	5	141	26	765	2	15	5	41	0	0	0	0	7	56
	7 清水	26	600	27	592	1	△8	3	92	3	71	3	88	4	108	3	99	3	87	19	545	2	12	5	34	0	0	1	1	8	47
	8 島内	30	734	28	719	△2	△15	3	105	3	92	4	124	3	103	4	126	4	121	21	671	2	12	5	36	0	0	0	0	7	48
	9 中山	8	95	9	102	1	7	1	17	1	12	1	15	1	17	1	13	1	13	6	87	1	5	2	10	0	0	0	0	3	15
	10 島立	14	272	13	256	△1	△16	2	41	1	29	2	49	1	31	2	45	2	43	10	238	1	4	2	14	0	0	0	0	3	18
	11 芝沢	17	403	17	392	0	△11	2	56	2	62	2	62	2	67	2	57	2	54	12	358	1	2	4	32	0	0	0	0	5	34
	12 菅野	24	554	24	547	0	△7	3	82	3	73	3	78	3	89	3	88	3	96	18	506	2	11	4	30	0	0	0	0	6	41
	13 芳川	31	758	30	757	△1	△1	3	105	4	107	4	121	4	133	4	109	4	135	23	710	3	18	4	29	0	0	0	0	7	47
	14 寿	27	628	27	612	0	△16	3	82	3	82	4	107	3	89	4	109	3	96	20	565	3	21	4	26	0	0	0	0	7	47
	15 岡田	18	364	18	359	0	△5	2	52	2	44	2	47	2	51	2	61	2	60	12	315	2	12	4	32	0	0	0	0	6	44
	あさひ分校	2	9	1	3	△1	△6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	1	3
	16 山辺	23	570	23	552	0	△18	2	69	3	71	3	103	3	76	3	91	3	101	17	511	2	12	4	29	0	0	0	0	6	41
	17 今井	8	152	8	159	0	7	1	29	1	17	1	30	1	33	1	24	1	19	6	152	1	3	1	4	0	0	0	0	2	7
	18 開明	27	563	26	565	△1	2	3	81	3	82	3	88	3	86	3	90	3	77	18	504	3	24	5	37	0	0	0	0	8	61
	19 明善	17	388	17	377	0	△11	2	52	2	67	2	53	2	53	2	57	2	64	12	346	3	17	2	14	0	0	0	0	5	31
	20 本郷	16	346	16	339	0	△7	2	58	2	42	2	59	2	50	2	58	2	47	12	314	1	4	3	21	0	0	0	0	4	25
	21 二子	11	189	11	183	0	△6	2	36	1	19	1	28	1	25	1	23	1	29	7	160	2	11	2	12	0	0	0	0	4	23
	22 並柳	15	294	15	274	0	△20	2	42	2	53	2	41	2	40	2	45	2	38	12	259	1	3	2	12	0	0	0	0	3	15
	23 四賀	8	117	8	112	0	△5	1	14	1	12	1	17	1	12	1	27	1	21	6	103	1	3	1	6	0	0	0	0	2	9
	24 安曇	6	32	6	44	0	12	1	12	1	4	1	8	1	8	1	7	1	5	6	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	25 大野川	4	22	4	22	0	0	1	3	2	2	1	2	1	6	1	4	1	5	4	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	26 奈川	2	6	2	4	0	△2	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1	1	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 梓川	29	660	26	583	△3	△77	2	60	3	76	3	80	3	93	3	103	3	105	17	517	4	26	5	40	0	0	0	0	9	66	
28 波田	35	828	35	824	0	△4	4	123	4	121	5	151	4	109	4	121	4	129	25	754	4	27	6	43	0	0	0	0	10	70	
松原分室	1	1	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
小計	36	829	37	826	1	△3	4	123	4	121	5	151	4	109	5	122	5	130	27	756	4	27	6	43	0	0	0	0	10	70	
中 学 校	総計	251	5,645	247	5,546	△4	△99	57	1,676	58	1,760	61	1,693						176	5,129	24	144	44	269	2	3	1	1	71	417	
1 清水	15	345	17	367	2	22	4	125	4	122	3	90							11	337	1	8	3	20	1	1	1	1	6	30	
2 鎌田	20	486	19	457	△1	△29	4	133	5	145	5	151							14	429	2	9	3	19	0	0	0	0	5	28	
3 丸ノ内	11	230	10	220	△1	△10	2	69	2	65	2	61							6	195	1	5	3	20	0	0	0	0	4	25	
4 旭町 桐分校	13 1	316 5	14 1	312 5	1 0	△4 0	3 0	95 0	3 0	103 0	3 1	89 5							9 1	287 5	1 0	4 0	3 0	19 0	1 0	2 0	0 0	0 0	5 0	25 0	
5 松島	17	464	17	461	0	△3	4	140	5	161	4	138							13	439	1	4	3	18	0	0	0	0	4	22	
6 高綱	13	291	13	311	0	20	3	94	3	90	4	108							10	292	1	6	2	13	0	0	0	0	3	19	
7 菅野	17	417	17	409	0	△8	4	118	4	129	4	132							12	379	2	9	3	21	0	0	0	0	5	30	
8 筑摩野	25	672	24	667	△1	△5	6	199	7	221	7	219							20	639	1	8	3	20	0	0	0	0	4	28	
9 山辺	13	286	13	294	0	8	3	97	3	79	3	93							9	269	1	7	3	18	0	0	0	0	4	25	
10 開成	14	322	12	295	△2	△27	3	91	3	94	3	90							9	275	1	8	2	12	0	0	0	0	3	20	
11 女鳥羽	16	320	16	322	0	2	4	108	4	107	3	74							11	289	2	15	3	18	0	0	0	0	5	33	
あさひ分校	2	9	2	9	0	0	0	0	0	0	0	0							0	0	0	0	2	9	0	0	0	0	2	9	
12 明善	11	215	11	222	0	7	2	59	2	58	3	79							7	196	2	16	2	10	0	0	0	0	4	26	
13 信明	14	301	13	261	△1	△40	2	62	3	92	3	78							8	232	3	20	2	9	0	0	0	0	5	29	
14 会田	5	59	5	61	0	2	1	18	1	20	1	15							3	53	1	2	1	6	0	0	0	0	2	8	
15 安曇	3																														

## 中学校を35人学級編制とした場合の学級数の国基準と県基準の比較

(7. 4. 4現在)

	1 年				2 年				3 年				影響数 3学年計 (7年度)
	生徒数	35人 学級 編制	標準 40人 編制	影響 数	生徒数	35人 学級 編制	標準 40人 編制	影響 数	生徒数	35人 学級 編制	標準 40人 編制	影響 数	
松本市合計	1,676	57	54	3	1,760	58	54	4	1,693	61	55	6	13
増加学級数		3				4				6			
旧松本市計	1,390	44	41	3	1,466	48	44	4	1,407	48	42	6	13
増加学級数		3				4				6			
清水	125	4	4	0	122	4	4	0	90	3	3	0	0
鎌田	133	4	4	0	145	5	4	1	151	5	4	1	2
丸ノ内	69	2	2	0	65	2	2	0	61	2	2	0	0
旭町	95	3	3	0	103	3	3	0	89	3	3	0	0
桐	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	1	0	0
松島	140	4	4	0	161	5	5	0	138	4	4	0	0
高綱	94	3	3	0	90	3	3	0	108	4	3	1	1
菅野	118	4	3	1	129	4	4	0	132	4	4	0	1
筑摩野	199	6	5	1	221	7	6	1	219	7	6	1	3
山辺	97	3	3	0	79	3	2	1	93	3	3	0	1
開成	91	3	3	0	94	3	3	0	90	3	3	0	0
女鳥羽	108	4	3	1	107	4	3	1	74	3	2	1	3
明善	59	2	2	0	58	2	2	0	79	3	2	1	1
信明	62	2	2	0	92	3	3	0	78	3	2	1	1
旧4村計	161	8	8		160	6	6		148	8	8		0
増加学級数		0				0				0			
会田	18	1	1	0	20	1	1	0	15	1	1	0	0
安曇	4	1	1	0	6	1	1	0	7	1	1	0	0
大野川	3	1	1	0	2			0	2	1	1	0	0
小計	7	2	2		8	1	1	0	9	2	2	0	0
奈川	3	1	1	0	2			0	2	1	1	0	0
梓川	133	4	4	0	130	4	4	0	122	4	4	0	0
波田計	125	5	5		134	4	4		138	5	5		0
増加学級数		0				0				0			
波田	124	4	4	0	130	4	4	0	136	4	4	0	0
松原	1	1	1	0	4	0	0	0	2	1	1	0	0

## 報告第 4 号

## 蔵書点検に伴う特別整理期間の設定について

## 1 趣旨

毎年度全図書館において実施している資料特別整理（蔵書点検）を行うため、松本市図書館条例第4条の規定に基づき、特別整理期間（休館日）を設定することについて報告するものです。

2 令和7年度特別整理期間  
別紙のとおり

## 3 周知方法について

- (1) 松本市ホームページに掲載
- (2) 松本市公式LINEに掲載
- (3) 松本市図書館ホームページに掲載
- (4) 松本市図書館X、Facebookに掲載
- (5) 各図書館にチラシ及びカレンダーを設置

## 4 その他

実施にあたっては、利用者への影響を最小限にとどめるよう、図書館全体で職員と読取り機器等の必要物資の応援体制を組み、短期間で終了するように設定しています。

担当 中央図書館  
館長 藤森 千穂  
電話 32-0099



学びに、遊びや体験を。



## 令和7年度特別整理期間

図書館名	特別整理期間	日数
あがたの森図書館	5月19日(月)～5月21日(水)	3日間
島内図書館 空港図書館	5月26日(月)～5月29日(木)	4日間
波田図書館	6月2日(月)～6月7日(土)	6日間
南部図書館	6月9日(月)～6月13日(金)	5日間
梓川図書館 中山文庫	6月16日(月)～6月19日(木)	4日間
鎌田図書館 寿台図書館 本郷図書館	6月23日(月)～6月25日(水)	3日間
中央図書館	7月2日(水)～7月14日(月)	13日間

※ 上記の期間は、松本市図書館条例第4条に規定する休館日（南部図書館は火曜日、南部図書館を除く各館は月曜日）を含め、各図書館を休館するものです。